

水道メーター設置基準

(平成 22 年 7 月 1 日設定)

改定 平成 22 年 12 月 22 日

改定 平成 24 年 2 月 29 日

改定 平成 28 年 3 月 31 日

改定 平成 29 年 9 月 22 日

改定 令和 元年 5 月 20 日

改定 令和 5 年 3 月 3 日

(趣旨)

- 1 この基準は、さいたま市給水条例（平成 13 年さいたま市条例第 278 号。以下「条例」という。）第 13 条の規定に基づき、水道メーターの設置数、設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 2 この基準において「メーター」とは、条例第 24 条第 1 項により市の貸与する水道メーターをいう。

(給水範囲)

- 3 給水する目的敷地外に給水装置及び給水設備が設置されること等によるトラブルを未然に防ぐため、給水装置工事申請の際には、設置するメーターで給水する範囲を図示すること。

(設置数)

- 4 メーターの設置数は、さいたま市給水条例施行規程（平成 13 年水道部企業管理規程第 36 号）第 9 条に定めるもののほか 1 使用者、1 使用場所に対してメーター 1 個とする。ただし、次の項目については特に留意すること。

- (1) 建築確認済証上の主要用途が一戸建ての住宅及びこれに類するものについては、メーターを 1 個とする。ただし、世帯ごとに独立して生計を営め、かつ生活に供する水道水の供給設備（浴室・台所・トイレ・給湯器）を有する場合は、世帯ごとに 1 個とすることもできる。
- (2) 建築確認済証上の主要用途が長屋、共同住宅、及びこれに類するものについては、原則として 1 室に対しメーター 1 個とする。なお、共用栓は、住居とは別にメーターを設置する。
- (3) 建築確認済証上の主要用途が上記(1)および(2)以外の場合は、原則として建物全体に対してメーターを 1 個とする。ただし、建築物の構造上それぞれの区画が壁等により独立し建物内部で往来ができないと判断でき、かつそれぞれの区画の使用目的に対して必要な水道水の供給設備を有している場合は、事前に協議の上それぞれにメーターを設置することもできる。
- (4) 戸別検針共同住宅については、さいたま市水道局戸別検針共同住宅の取扱いに関する認定基準（平成 19 年 4 月 1 日設定）によるものとする。
- (5) 直結給水システムについては、さいたま市水道局直結給水システム設計施工基準（平成 15 年 4 月 1 日設定）によるものとする。

(設置)

- 5 メーターの設置は、次のとおり行うものとする。
 - (1) さいたま市水道局で使用している次のメーターの種類及びメーター取付部寸法表を参考とすること。

- ア メーターの種類 (表-1)
- イ メーター取付部寸法表 (口径 13 mm ~ 40 mm) (表-2)
- ウ メーター図 (口径 13 mm ~ 40 mm) (図-1)
- エ メーター取付部寸法表 (口径 50 mm ~ 100 mm) (表-3)
- オ メーター図 (口径 50 mm ~ 100 mm) (図-2)
- カ メーター取付部寸法表 (口径 150 mm ~ 200 mm) (表-4)
- キ メーター図 (口径 150 mm ~ 200 mm) (図-3)

- (2) メーターは、メーター室に入れ埋没や外部からの衝撃から防護するとともに、その位置を明らかにしておくこと。
- (3) メーターは、給水する目的敷地内に設置すること。ただし、建築確認済証のある申請の場合、その敷地内にメーターを設置すること。また既存家屋等においても同様の判断をすること。
- (4) メーター設置位置は、検針及びメーター交換に支障のない位置とし、かつ道路との境界線に可能な限り近接した宅地内とすること。また、以下の点については特に注意すること。
 - ア 汚水や雨水の流入しやすい場所を避けること
 - イ 物の置かれやすい場所、車両等の下及び侵入不可能となりやすい場所、施錠等により立ち入りできなくなる場所など、検針およびメーター交換に支障となる場所を避けること
 - ウ 大きな荷重がかかるとメーター室が破損するおそれがあるので、安全性を考慮すること
 - エ 敷地内であっても、車両の通行によるメーター室の破損等を考慮し、道路形態 (道路協定部分等) となっている場所を避け、安全な場所に設置すること
- (5) 給水する目的敷地内に複数のメーターを設置する場合は、一ヶ所に集中し規則性を持たせた並び方とすることを基本とする。
- (6) メーターは、逆方向に取り付けると、正しい計量指針を表示しないので、メーターに表示されている流水方向の矢印を確認して取り付けること。
- (7) メーター指針は直読みを基本とすること。
- (8) メーターは、傾斜して取り付けると、メーター性能、計量精度又は耐久性を低下させる原因となるので、水平に取り付けること。
- (9) メーターは水道局が必要とする計量のみを目的とし設置するものであり、電磁式メーター等が有する他の機能についての責任は負わない。
- (10) メーターの接続において、メーター上流側には平パッキンを使用し、メーター下流側には逆流防止付水道メーターパッキンを使用すること。ただし、以下のものはメーター下流側にも平パッキンを使用すること。

なお、メーターパッキンの取付けは、ずれがないようにすること。その際、Oリングは使用してはならない。

 - ア 口径 13 mm (共用栓等水道局が必要と認める場合を除く) 及び口径 50 mm 以上のメーター
 - イ 増圧給水設備以降や戸別検針共同住宅等において、逆止弁が内蔵されているメーターユニットを使用しているもの
- (11) メーターの取り外し等に使用する止水栓又は仕切弁は、メーター直近の一次側に設置すること。
- (12) メーターを集合住宅の配管スペース内など、外気の影響を受けやすく凍結のおそれのある場所へ設置する場合は、検針及びメーター交換に支障とならない範囲で、防寒対策を検討すること。また、

他の配管設備と隣接している場合は、検針及びメーター交換の支障にならないよう必要なスペースを確保し、取り付け高さ等について考慮すること。

- (13) 口径40mm以下のメーターと伸縮型ボール止水栓は、伸縮量の間接位置で接続すること。
- (14) 口径50mm以上の水道メーターを設置する場合は、メーターに接続するフランジ面はRF形を使用すること。
- (15) 伸縮管を使用する箇所において、やむを得ず露出配管を行なう場合は、伸縮が起因となる悪影響が出ないように、固定等の措置を講ずること。
- (16) 口径50mm以上のメーターを設置し、給水方式が直結直圧式であるものは、メーターの二次側の適切な場所に逆止弁及び逆止弁ボックス等を設けること。併せて、直結直圧式以外の給水方式においてもメーター取り外し時に戻り水が懸念される場合は、必要に応じ、メーターの二次側に止水栓等を設置することが望ましい。
- (17) パイプシャフト内のメーターの設置については、さいたま市水道局戸別検針共同住宅の取扱いに関する認定基準（平成19年4月1日設定）を遵守すること。

（メーター室の設置）

6 メーター室の構造等は、次のとおりとする。

- (1) さいたま市水道局で使用している次のメーター室の基準寸法表、またメーター及び前後の配管例を参考にする事。
 - ア メーター室基準寸法表（口径13mm～40mm）（表-5）
 - イ メーター室参考図（口径13mm～40mm）（図-4）
 - ウ メーター室基準寸法表（口径50mm～100mm）（表-6）
 - エ メーター室参考図（口径50mm～100mm）（図-5）
 - オ メーター室基準寸法表（口径150mm～200mm）（表-7）
 - カ メーター室参考図（口径150mm～200mm）（図-6）
 - キ 複式メーターボックス基準寸法表（表-8）
 - ク 複式メーターボックス参考図（図-7）
 - ケ メーター室の表示プレート参考寸法例（図-8）
 - コ 複式メーターボックス用タグ参考寸法例（図-9）
 - サ メーター及び前後の配管例（口径13mm～25mm）（図-10）
 - シ メーター及び前後の配管例（口径40mm）（図-11）
 - ス メーター及び前後の配管例（口径50mm）（図-12）
 - セ メーター及び前後の配管例（口径75mm～100mm）（図-13）
 - ソ メーター及び前後の配管例（口径150mm～200mm）（図-14）
- (2) メーター室は、安全で、メーターの検針が容易にできる構造とし、かつ、メーター取付替作業が容易にできる大きさとする事。
- (3) メーター口径に適合した所定のメーター室を使用すること。
- (4) メーター室の下部は、ずれ、沈下等が生じないように砕石を敷き、メーター室の周囲を十分つき固めること。
- (5) メーター室が地表面と同じ高さになるように、かつ、室内に土砂等が流入しないように設置し、メーター口径40mm以下のメーター室は、土留め板を設けること。

- (6) メーター室蓋の裏側には、表示プレート（図8）を設置し、水道番号、施工年月日（西暦にて表記）、施工工事店名の欄を記入すること。また、改造施工時には、上記の欄を更新すること。ただし、複式メーターボックスを使用する場合はメーター直近配管の上流側及び下流側にタグ（図9）を取り付け、部屋番号及び水道番号の欄に記入すること。
- (7) メーター室の蓋については表面に「水道」と判断できる表示を行うとともに「量水器」「積載禁止」等の表示を容易に消えない方法で表示すること。
- (8) 口径13mm以上40mm以下のメーター室の蓋は樹脂製とし、色は青色を基本とするが、青色以外とすることを妨げない。
なお、浸水による流失防止を目的として浮上防止機構があるもの又は鋳鉄製の蓋とすることができる。鋳鉄製とした場合の蓋の色は青色又は黒色とする。また、メーター室は底板を有する樹脂製とすること。
- (9) 50mm以上のメーター室の蓋は鋳鉄製とし検針用の小窓をメーターの上部になるよう設け、色は黒色又は青色を基本とする。これらの色以外の色とする場合には容易に検針ができるよう協議をすること。また、メーター室は底板を有するものとする。
- (10) 口径13mm以上50mm以下のメーターについては、メーター直近一次側の止水栓又は仕切弁をメーター室内に収めること。

附 則

この基準は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成22年12月22日）

この基準は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成24年2月29日）

この基準は、平成24年3月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日）

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月22日）

この基準は、平成30年4月1日から施行とする。

附 則（令和元年5月20日）

この基準は、令和元年6月1日から施行とする。

附 則（令和5年3月3日）

この基準は、令和5年4月1日から施行とする。

表-1 メーターの種類

メーター口径 (mm)	機 種
1 3	接線流羽根車式 (単箱式)
2 0	接線流羽根車式 (複箱式)
2 5、(3 0)	接線流羽根車式 (複箱式)
4 0	接線流羽根車式 (複箱式)
5 0	たて型軸流羽根車式
7 5	たて型軸流羽根車式
1 0 0	たて型軸流羽根車式
1 5 0	電磁式
2 0 0	電磁式

表-2 メーター取付部寸法表 (口径 13mm~40mm)

(単位 mm)

分 口径	全長寸法 (L)	ねじ寸法			ねじ山の 数	ねじ部の 長さ
		外径	有効径	谷の径		
13mm	100	25.800	24.638	23.476	14	11
	100	26.441	25.279	24.117	14	11
20mm	190	33.000	31.838	30.676	14	13
	190	33.249	31.770	30.291	11	13
25mm	225	39.000	37.838	36.676	14	15
	225	41.910	40.431	38.952	11	15
30mm	—	—	—	—	—	—
	230	47.803	46.324	44.845	11	17
40mm	245	56.000	54.521	53.042	11	20
	245	59.614	58.135	56.656	11	20

上段 (9区 (岩槻区を除く) (舶来ねじ))

下段 (岩槻区) (上水ねじ)

※ 岩槻区使用のメーター口径13mm~40mmまでのねじ山は、全て上水ねじである。

図-1 メーター図 (口径 13mm~40mm)

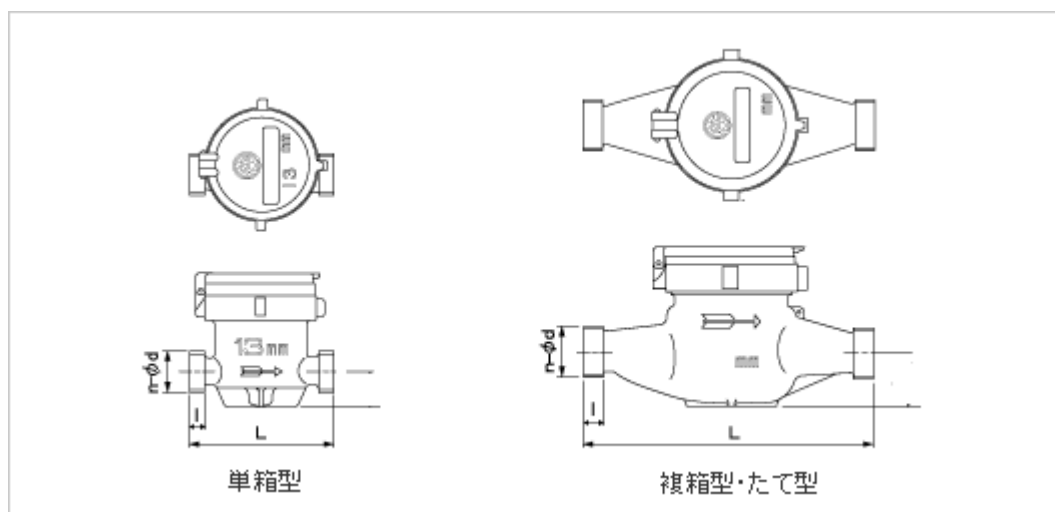
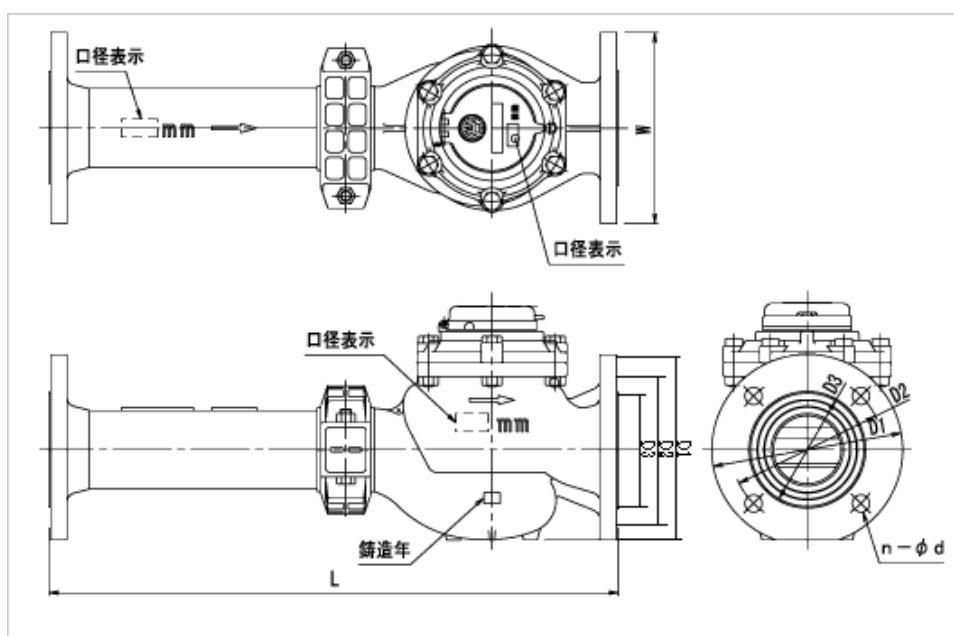


表-3 メーター取付部寸法表 (口径 50mm～100mm) (単位 mm)

部分 口径	フランジ 面間寸法 (L)	取付部寸法表					合フランジ (厚さ)
		フランジ部			ボルト孔		
	D1	D2	D3	d	n		
50mm	560	186	143	100	19	4	20
75mm	630	211	168	125	19	4	20
100mm	750	238	195	152	19	4	22

図-2 メーター図 (口径 50mm～100mm)



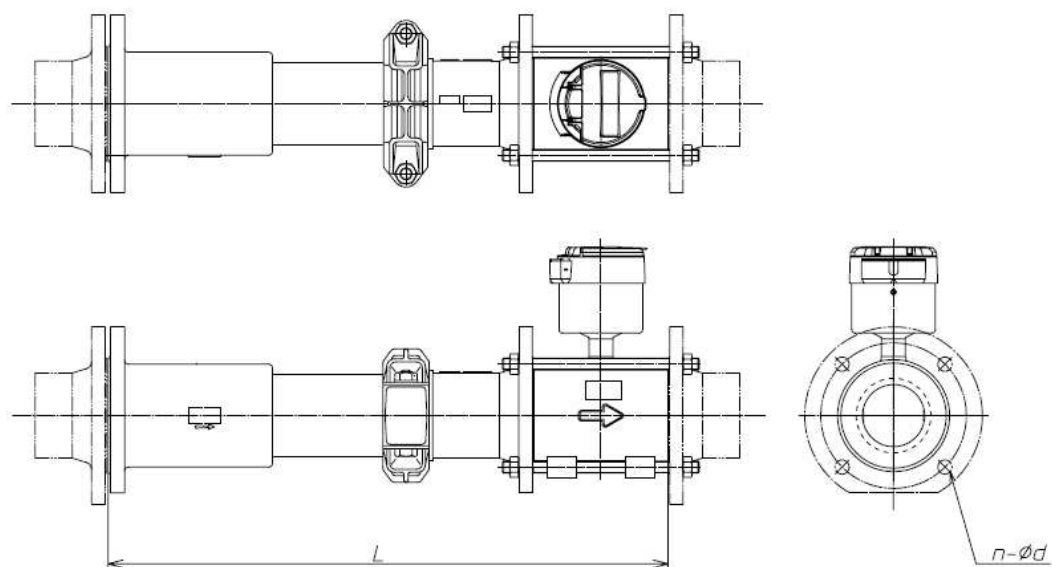
※ メーター口径75mm～100mmは伸縮補足管となるが、L寸法は変わらない。

表-4 メーター取付部寸法表 (口径 150mm~200mm)

(単位 mm)

口径	フランジ 面間寸法 (L)	取付部寸法表	
		ボルト孔	
	ボルト穴径 d	ボルト穴数 n	
150mm	1000	19	6
200mm	1160	19	8

図-3 メーター図 (口径 150mm~200mm)



※ メーター口径150mmは伸縮補足管となるが、L寸法は変わらない。

表-5 メーター室基準寸法表 (口径 13mm~40mm)

(単位 mm)

メーター口径		13mm	20・25mm	30・40mm
L1	基準寸法	325	400	500
	許容寸法	+55:-5	+80:-5	+60:-5
L2	基準寸法	395	470	580
	許容寸法	+25:-15	+60:-5	+60:-5
W1	基準寸法	195	200	260
	許容寸法	+20:-15	+25:-20	+40:-10
W2	基準寸法	210	229	350
	許容寸法	+75:-10	+70:-10	+40:-10
H (底板含む)	基準寸法	220	230	260
	許容寸法	+20:-5	+20:-5	+30:-5
水道局での呼称		中B	大B	特大B

図-4 メーター室参考図 (口径 13mm~40mm)

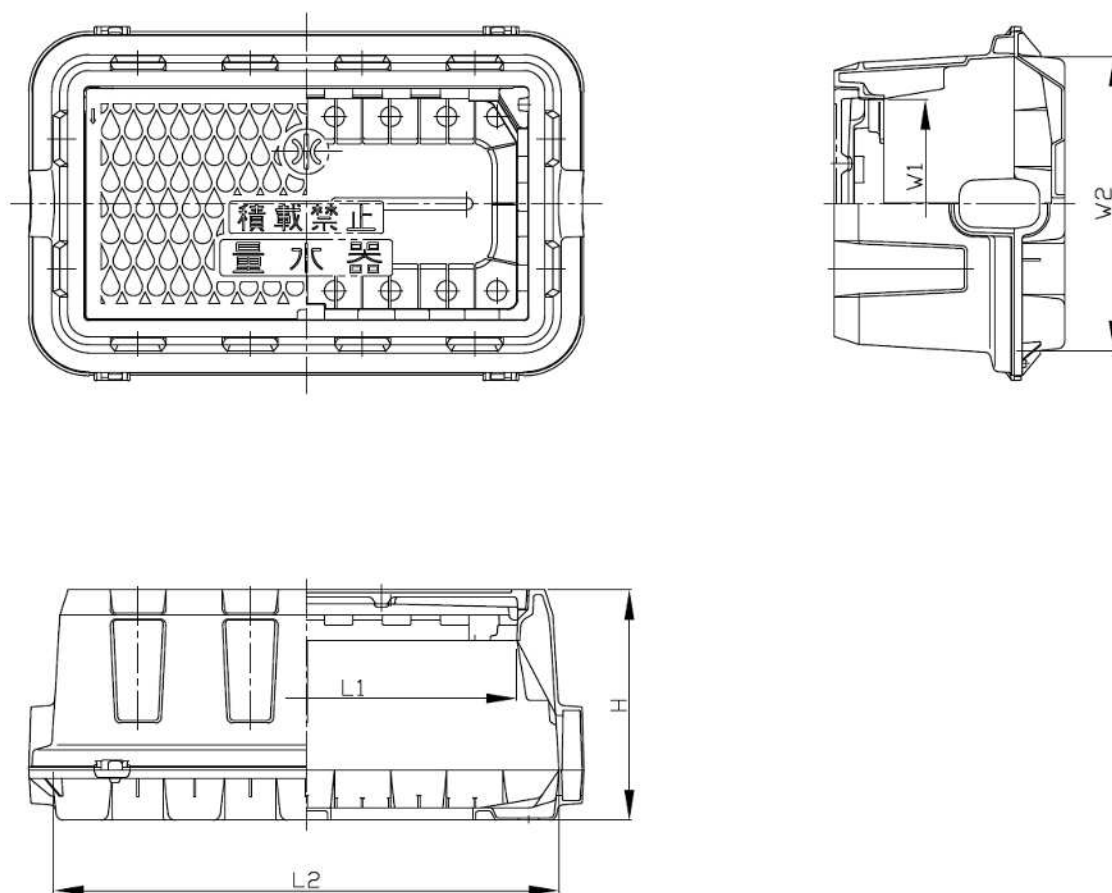


表-6 メーター室基準寸法表 (口径 50 mm～100 mm) (単位 mm)

メーター口径	50 mm～100 mm
内 幅	600 +200 : -10
内 長	1200 +60 : -10
有効深さ	メーターによる。

図-5 メーター室参考図 (口径 50 mm～100 mm)

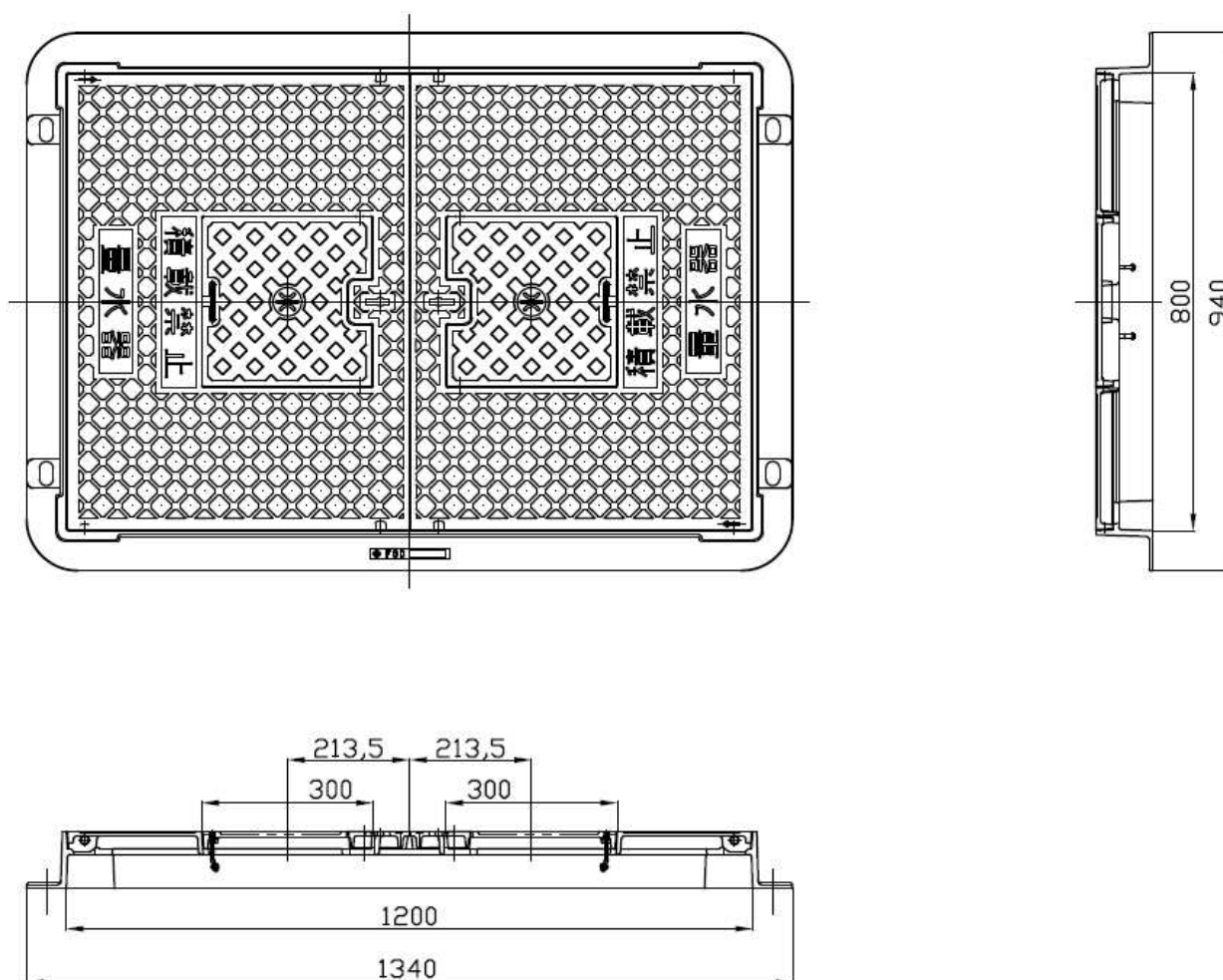


表-7 メーター室基準寸法表 (口径 150 mm～200 mm) (単位 mm)

メーター口径	150 mm～200 mm
内 幅	1000 以上
内 長	1850 以上
有効深さ	メーターによる。

図-6 メーター室参考図 (口径 150mm~200mm)

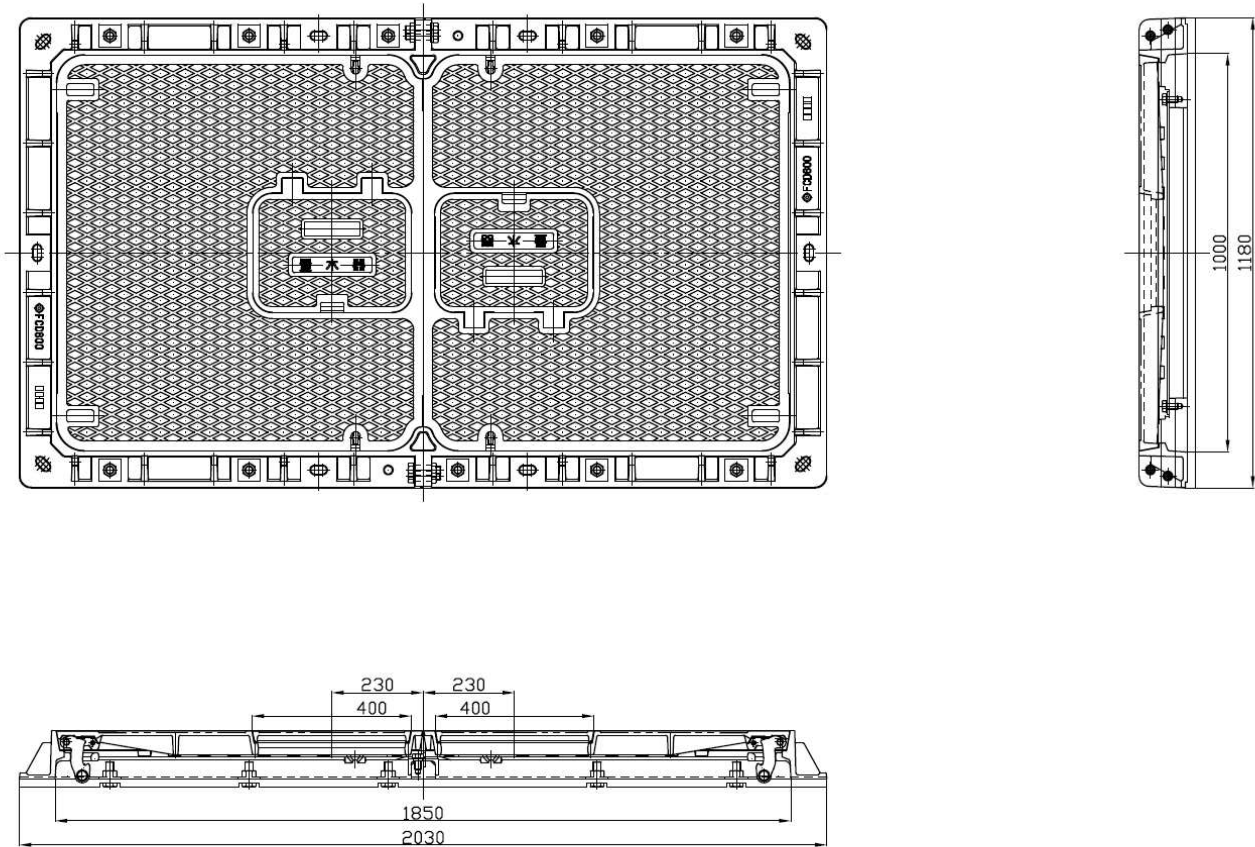


表-8 複式メーターボックス基準寸法表

(mm)

系統	2 P	3 P	4 P
L1	357	370	373
L2	420	450	430
W1	221	343	493
W2	282	430	550
H (底板含む)	260	260	260

図-9 複式メーターボックス用タグ参考寸法例

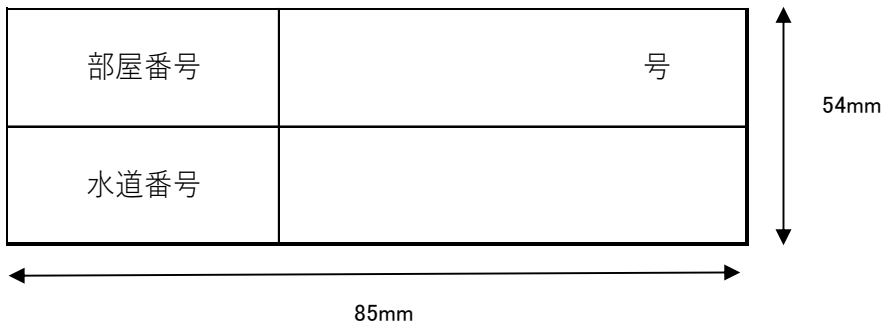


図-10 メーター及び前後の配管例（口径 13mm～25mm）

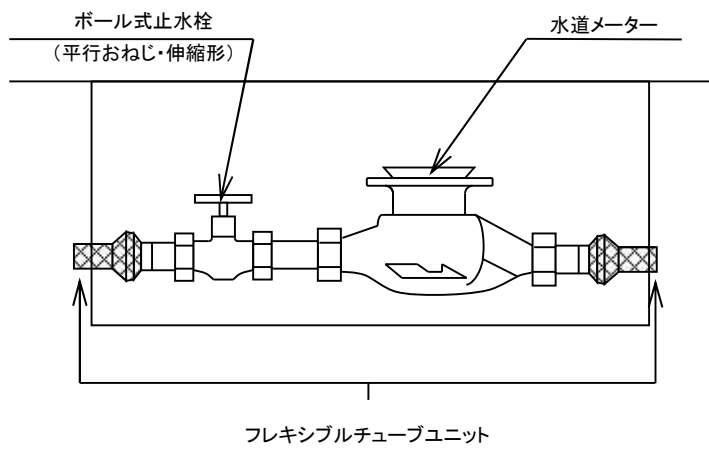


図-11 メーター及び前後の配管例（口径 40mm）

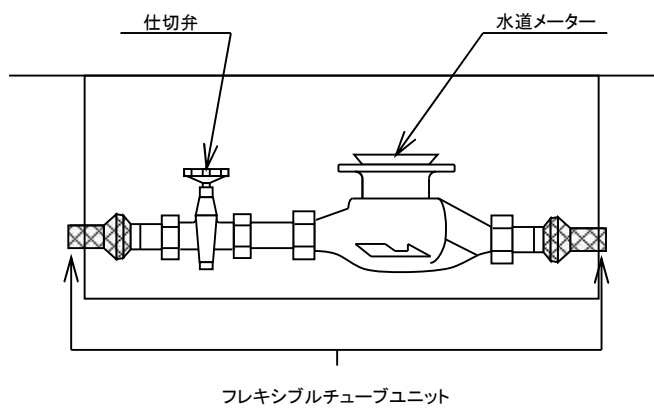


図-12 メーター及び前後の配管例（口径 50 mm）

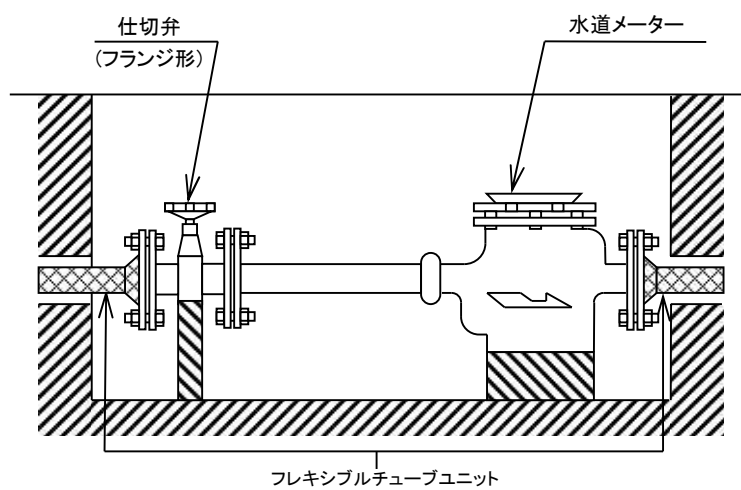
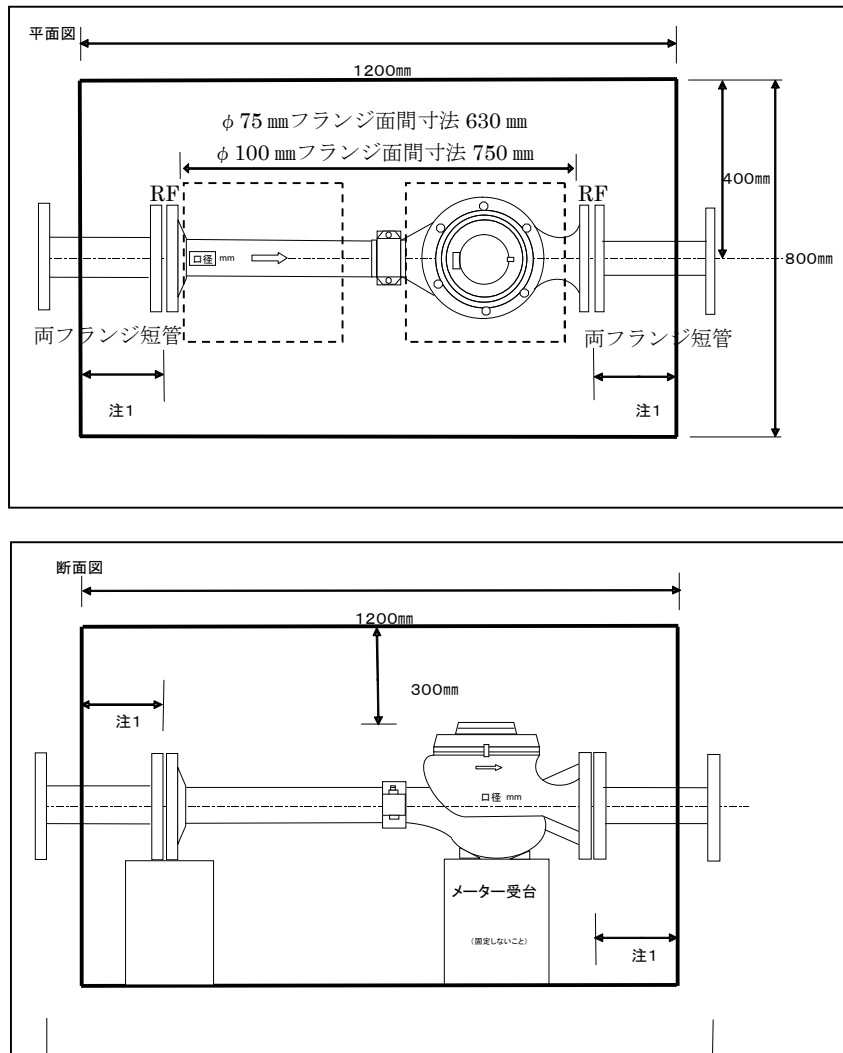
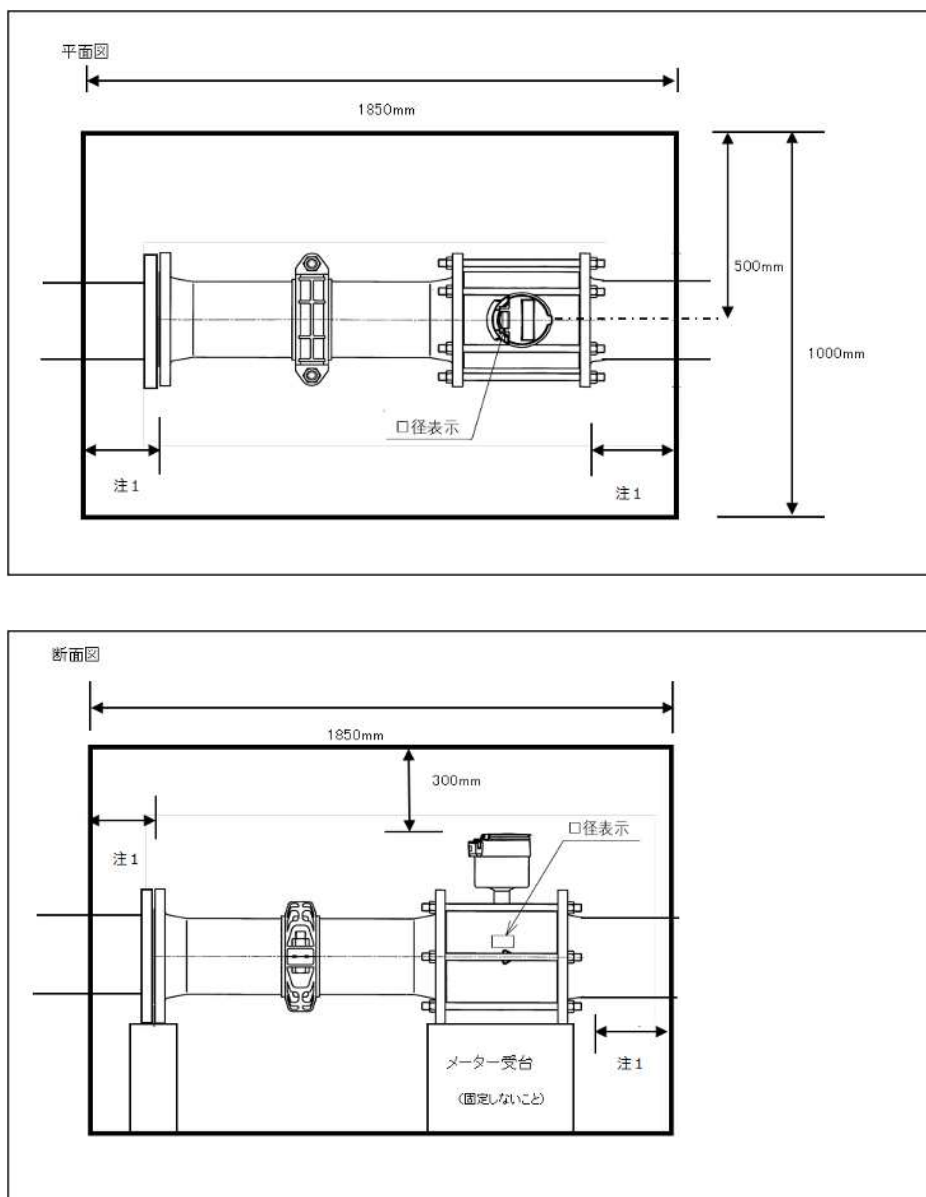


図-13 メーター及び前後の配管例（口径 75 mm～100 mm）



- ※ フランジの飛び出し位置は、ボルト交換が可能な長さを確保すること。（注1）
- ※ メーター口径75 mm～100 mmは伸縮補足管となる。
- ※ メーターの両側に両フランジ短管（7.5K）を挟み、メーターと接続されないフランジ面はボックスの外側で接続されること。
- ※ メーターと接続されるフランジ面はRF形とすること。
- ※ 検針用の小窓から検針可能な位置にメーターが収まっていること。

図-14 メーター及び前後の配管例（口径 150mm～200mm）



- ※ ボルト交換が可能な長さ確保すること。(注1)
- ※ メーター口径150mmは伸縮補足管となる。
- ※ メーターと接続されるフランジ面はRF形とすること。
- ※ 検針用の小窓から検針可能な位置にメーターが収まっていること。